

◆ 自動車事故被害者への支援制度（ナスバ 独立行政法人自動車事故対策機構） ◆

① 介護料の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に対し、介護料を支給しております。（月額36,500円～211,530円）なお、介護保険、労災保険の介護（補償）給付等との併給不可。</li> </ul>	
② 短期入院・短期入所費用助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護料受給者に対し、短期入院・入所を利用した際の患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金等に要する費用として自己負担した額の一部を助成しております。（年間45日かつ年間45万円まで）なお、入院・入所先の病院・施設については国土交通省が指定（全国202病院、143施設を指定）。</li> </ul>	
③ 療護施設の設置・運営（重度後遺障害者のための専門病院）	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車事故による重度後遺障害者（遷延性意識障害者）のための専門病院（療護施設）を全国12か所で設置・運営しております。（入院期間は概ね3年間）</li> </ul>	
④ 友の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、会報の発行や子ども同士・保護者同士のコミュニケーションの場を提供するなどの精神的支援を実施しております（子どもの教育問題、将来への不安などの悩み等を共有）。</li> </ul>	
⑤ 交通遺児等貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となったご家族（生活困窮家庭）のお子様に対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付を行っております。（当初一時金15万5千円、月額1万円又は2万円。小学校と中学校入学支度金4万4千円）</li> </ul>	
⑥ 自動車事故被害者への相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車事故被害者の相談先の確保・充実のため、同じ悩みを持つ当事者の所属する自動車事故被害者・遺族団体の相談窓口をホームページ上で公表しております。</li> <li>各種無料で相談できる窓口を電話で紹介しております。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ナスバ（NASVA）交通事故被害者ホットライン</div>            TEL：0570-000-738</li> </ul>	
⑦ 介護者（親）なき後に備えるための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護者が先に亡くなったり、老齢や病気等により介護が出来なくなったりした場合に対応するために必要な情報を集め、ホームページにおいて情報提供しております。</li> </ul>	

※ 金額や病院数、施設数等については【令和7年1月1日時点】